

滋賀県移住支援事業補助金取扱要領

(趣旨)

第1条 滋賀県移住支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第16条に定める知事が定める事項は、本要領に定めるところによる。

(地域再生計画の作成等)

第2条 知事は、市町長と共同で要綱第1条の地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、地方創生推進交付金の交付を申請するものとする。

(滋賀県および市町の役割)

第3条 対象事業および対象事業に対する補助金を交付する事業（以下「本事業」という。）の円滑な実施を図るため、滋賀県と市町は次に掲げる事務を実施する。

(1) 滋賀県の役割

- ア 移住支援事業の全体管理に関すること。
- イ 要綱第2条第4号に定める知事が指定する法人（以下「指定法人」という。）の指定に関すること。
- ウ 地方創生推進交付金にかかる国との調整に関すること。

(2) 市町の役割

- ア 移住支援金の申請および支給に関すること。
- イ 移住者の定着の確認に関すること。
- ウ 移住者への移住支援金支給に係る債権の管理に関すること。
- エ 市町が行う移住者支援施策との調整に関すること。

(指定法人)

第4条 指定法人は、次の各号に定める要件を全て満たす法人であって、県内に事業所等を有するもの（県内企業）とする。

- (1) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人または地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
- (2) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。以下「大企業」という。）ではないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する法人でないこと。
 - ア 発行している株式（以下「発行済株式」という。）の総数の2分の1以上を一つの大企業が有している資本金10億円未満の法人
 - イ 出資価格の総額の2分の1以上を一つの大企業が占めている資本金10億円未満の法人
 - ウ 発行済株式の総数の3分の2以上を二つ以上の大企業が有している資本金10億円未満の法人

- エ 出資価格の総額の3分の2以上を二つ以上の大企業が占めている資本金10億円未満の法人
- オ 大企業の役員（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第15号に規定する役員をいう。以下同じ。）または使用人の地位にある者が、役員の数分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
- (4) 本店が東京圏のうち条件不利地域以外の地域に所在する法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。
- (5) 雇用保険法の適用を受ける事業所を有する法人であること。
- (6) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者でないこと。
- (7) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する法人ではないこと。
- 2 指定法人の指定および登録を受けようとする法人は、登録申請書（別記様式第1号）を作成して知事に提出する。知事が必要と認める場合は、前項に規定する要件等に該当することを証明する書類を知事に提出する。
- 3 知事は、前項の申請が第1項に規定する要件等を全て満たすと認めるときは、指定法人として指定および登録を行う。
- 4 知事は、前項の指定および登録にかかる情報について市町長に随時提供する。
- 5 他の都道府県のマッチングサイトに掲載される移住支援金対象の求人については、その求人に限り、求人を掲載した法人は知事の指定を受けたものと同様とみなす。

（移住者）

第5条 要綱第2条第3号の知事が別に定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 移住元に関する要件

ア 次の(ア)もしくは(イ)に示す期間のいずれか、または(ア)と(イ)に示す期間を合算した期間が、住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上あること。

(ア) 東京都区部（東京都の特別区の存する区域をいう。以下同じ。）内に住所を有していた期間

(イ) 東京圏内（条件不利地域を除く。）に住所を有し、かつ、東京都区部内に所在する事業所において業務に従事していた期間

イ 次の(ア)もしくは(イ)に示す期間のいずれか、または(ア)と(イ)に示す期間を合算した期間が、住民票を移す直前に、連続して1年以上あること。

(ア) 東京都区部内に住所を有していた期間

(イ) 東京圏（条件不利地域を除く。）内に住所を有し、かつ、東京都区部内に所在する事業所において業務に従事していた期間（住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができるが、起算点から住民票を移すまでの間に、滋賀県の区域外に所在する事業所において業務に従事していた場合、および、東京圏（条件不利地域を除く。）から滋賀県の区域外に転出歴のある場合を除く。また、3か月以内の通勤していない期間が含まれる場合は、当該期間を除いたうえで、連続しての

通勤として取り扱う。)

ウ アおよびイに示すもので東京都区部内に所在する事業所において業務に従事していた場合は、事業主であるか、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項で規定する被保険者であること。

エ アおよびイに示す期間で、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京都区部内の大学等の高等教育機関へ通学し、東京都区部内に所在する事業所へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(2) 移住先に関する要件

ア 移住支援金を申請した日が、転入した日から 3 か月以上 1 年以内であること。

イ 移住支援金を申請した日の属する年度において、要綱第 2 条第 5 号に規定する移住支援事業を実施している市町への転入であること。

ウ 移住支援金を申請した日から、転入により住所を定めた市町に継続して 5 年以上居住する意思を有していること。

(補助対象事業)

第 6 条 要綱第 2 条第 4 号の知事が別に定める要件は、次の各号のいずれかを満たすものとする。

(1) 一般の場合

ア 移住者の 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

イ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。

ウ 移住支援金の交付申請日において、就業先との雇用契約期間が 3 か月以上であること。

エ 「WORKしが」または他の都道府県のマッチングサイトに掲載されている求人に応募したことで開始された就業であること。

オ 本事業の対象になる旨が明示された求人に応募したことで開始された就業であること。

カ 指定法人が要綱第 2 条第 4 号の知事の指定を受けた日以降に指定法人の求人に応募したことで開始された就業であること。

キ 就業先において、移住支援金の交付申請日から継続して 5 年以上就業する意思を有している就業であること。

(2) 専門人材の場合

ア 週 20 時間以上の無期契約雇用に基づく就業であること。

イ 移住支援金の交付申請日において、就業先との雇用契約期間が 3 か月以上であること。

ウ 就業先において、移住支援金の交付申請日から継続して 5 年以上就業する意思を有している就業であること。

エ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

2 要綱第2条第5号の知事が別に定める要件は、次のアおよびイのいずれにも該当するものとする。

ア 移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業から当該移住者に資金提供がされていないこと。

3 要綱第2条第6号の知事が別に定める要件は、次のアおよびイのいずれにも該当するものとする。

ア 移住先市町村において、本事業における関係人口の範囲が明確化されていること。

イ 対象範囲の明確化に当たっては、滋賀県等関係機関と調整のうえ、事業実施計画の付属資料として添付していること。

(対象移住者)

第7条 要綱第2条第7号の知事が認める者は、市町と協議して特別な事情があると知事が認める者とする。

2 要綱第2条第7号の知事が別に定める要件は、第1号に掲げる要件（世帯の申請をする場合にあっては、第1号に掲げる要件加え、第2号に掲げる要件）とする。

(1) 対象移住者に関するその他の要件

ア 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人である、または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ その他申請者の居住する市町長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 世帯に関する要件

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請日において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、滋賀県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請日において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第8条 要綱第5条に規定する申請書は、別記様式第2号によるものとする。

(内容の変更または中止)

第9条 要綱第7条第1項に規定する申請書は、別記様式第3号によるものとする。

(実績報告)

第10条 要綱第9条に規定する実績報告書は、別記様式第4号によるものとする。

(補助金の概算払)

第 11 条 要綱第 8 条第 2 項に規定する交付請求書は、別記様式第 5 号によるものとする。

(移住支援金の支給)

第 12 条 移住支援金の支給を受けようとする対象移住者は、申請書兼実績報告書および移住先の就業先の就業証明書に、本人であることを確認できる書類および知事が必要と認める書類を添付して転入した市町の長に提出する。

2 前項に定める申請を受けた市町長は、当該申請が第 5 条に定める要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書を交付し、移住支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 13 条 市町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして知事および市町長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 交付決定の全部の取消し

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から 3 年未満に移住支援金を受給した市町から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(2) 交付決定の一部(半額)の取消し

移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に移住支援金を受給した市町から転出した場合

(交付決定取消しの通知)

第 14 条 市町長は、移住支援金の交付の決定を取り消したときは、すみやかに移住支援金の交付を受けた者に通知する。

(移住支援金の返還)

第 15 条 市町長は、移住支援金の交付の決定を取り消した場合において、期限を定めて、移住支援金の全部または一部について、返還を命ずるものとする。

(滋賀県への状況報告)

第 16 条 市町長は、前 4 条に規定する事務を行った場合は、移住支援事業報告表(別記様式第 6 号)により知事へ報告を行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 17 条 指定法人の指定および登録を受けようとする法人は、第 4 条第 3 項の規定による登録申請については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成 16 年滋賀県条例第 30 号)第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことが

できる。

2 市町長は、第 16 条の規定による状況報告については滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(協力)

第 18 条 滋賀県と市町は、本事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の予算に係る補助金から適用する。